

はしがき

令和3年は、令和2年に引き続き、変異する新型コロナウイルス感染拡大に大きな影響を受けた一年となった。

令和元年12月頃、中国湖北省武漢周辺において初めて確認されたといわれている新型コロナウイルス（COVID-19）は、瞬く間に世界各地に広がり、日本においても例外ではなかった。政府は日本国内における感染の広がりを受け、令和2年4月7日から同年5月25日まで、令和3年1月8日から同年3月21日まで、及び令和3年4月25日から同年9月30日までの計3回にわたる緊急事態宣言、更に緊急事態宣言までは至らない措置として、度重なる新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置を行い、国民の日常生活を規制し、ワクチン接種と併せて変異する新型コロナウイルスの感染抑制措置等を講じた。しかし、この年末には、新型コロナウイルスの新たな変異ウイルスとしてオミクロン株が出現し、世界的に感染者が増加しており、日本においても新たな対応を迫られている。

このような状況から、感染症の拡大を防ぐために、令和2年と同様に人と人の面会や接触を避ける為、本県労働委員会としてもWEB形式による総会や研修の実施、事業の中止や延期、規模の縮小等、この一年間の活動は新型コロナウイルス流行前の年とは大幅に異なる状況となっている。

具体的には、それぞれの章で述べることとするが、ここでは以下の点を包括的に指摘しておく。

- 定例総会のWEB形式による会議開催方式への変更
- 全国規模又は中四国地区の会議の中止又は延期、WEB形式による会議開催方式への変更
- セミナー等の開催の中止
- 日曜労働相談会の当日受付方式から完全事前予約制に変更しての開催、一斉街頭PRの中止
- 国際交流事業の中止
- 企業視察研修の中止

本年報の内容を確認したり、前後の年と比較対照する際は、本年はこのような状況下における活動となったことを意識していただきたい。